がんばる養殖復興支援事業実施要領

2 3 水推第 7 4 4 号 平成 2 3年 1 1月 2 1日 水 産 庁 長 官 通 知 正 一 部 改 正 2 4 水推第 1 1 6 号 平成 2 4年 4 月 2 0 日 2 4 水推第 6 6 5 号 平成 2 4年 8 月 2 8 日 2 5 水推第 9 7 5 号 平成 2 6年 3 月 2 0 日

第1 事業の実施

漁業・養殖業復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23水管第1818号農林 水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)第3の4に基づく事業の実施は、以下によ るものとする。

1 事業の趣旨

この事業は、5年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開と経営再建の取組に対して支援を行うことにより、養殖業の復興を推進しようとするものである。

2 事業の内容

(1) 事業実施者(実施要綱第3の4の(1) に規定する「地域養殖復興協議会が選定した水産業協同組合等」をいう。)は、実施要綱第3の2の(2)のウの認定養殖復興計画に基づき共同化による養殖業の早期再開と経営再建に取り組む養殖業者(以下単に「養殖業者」という。)と、生産契約等を締結するものとする。

ただし、事業実施者自らが、認定養殖復興計画に基づいて、共同化による養殖業の早期 再開と経営再建に取り組む場合を除く。

- (2)(1)の規定により事業実施者と生産契約等を締結した養殖業者(以下「契約養殖業者」という。)は、共同化に取り組む新たな生産体制による養殖生産を行うものとする。
 - なお、(1) のただし書きの場合にあっては、事業実施者が共同化に取り組む新たな生産体制による養殖生産を行うものとする。
- (3) 事業実施者は、契約養殖業者に対し、別添1の生産費用等算定基準(以下「算定基準」という。)に基づき、養殖生産に必要な費用を支払うものとする。
- (4) この事業における養殖生産に必要な種苗、餌、燃油その他資材及び器具・備品の取得に 必要な経費並びに販売管理その他事業を行うために必要な経費については、事業実施者が 直接支払うものとする。

- (5) この事業における養殖生産物は、全て事業実施者に帰属するものとし、事業実施者はその管理及び販売に関し、善良なる管理者の注意を以てこれを行わなければならないものとする。
- (6)事業実施者は、事業期間の終了後及び全ての事業終了後、損益計算の結果を取りまとめ、 認定養殖復興計画の参加者等に対して報告するものとする。

3 事業期間

- (1) この事業の1事業期間は、養殖の開始から出荷までとする。
- (2) この事業は、事業を開始した日から起算して3事業期間を超えて実施することはできないものとする。

4 販売代金の管理等

- (1) 事業実施者は、事業期間中の養殖生産物の販売に係る代金(通常の養殖生産で発生する養殖生産物販売代金等の収入(以下「養殖生産物販売代金」という。)及びその他の収入)を助成金の返還に充てるため、第1の6の(1)のウの承認を受けたがんばる養殖復興支援事業実施計画(以下「実施計画」という。)毎の特別勘定を設け、その全額を繰り入れることにより管理するものとする。
- (2) 助成金の返還後になお当該勘定に残った資金については、契約養殖業者及び養殖生産活動に従事した者等への報奨金を含め、地域養殖復興プロジェクトに活用するものとする。

5 事業の終了等

(1) 事業の終了

ア 水産庁長官は、実施計画に基づいて生産された当該事業期間の養殖生産物販売代金の 総額が、第3の1の(1)に規定する返還対象額を上回った時は、事業主体である特定 非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「水漁機構」という。)及び事業実 施者に対して当該事業の終了を命ずるものとする。

ただし、やむを得ない事情があると認める場合には、既に事業を開始している事業期間に限り、事業の実施を認めるものとする。

- イ 水漁機構は、アの規定により事業の終了を命じられた場合において、事業実施者が既 に次事業期間(アのただし書きの規定により、実施が認められた事業期間を除く。)の 事業を開始し、水漁機構から当該事業期間に係る助成金の交付を既に受けていたときは、 事業実施者に対して当該助成金の全部について返還を命じることとする。
- ウ 実施計画に基づいて生産された当該事業期間の養殖生産物販売代金の総額が、第3の 1の(1)に規定する返還対象額を上回った場合において、返還対象額及び返還対象額 を上回った額の2分の1に相当する金額を事業実施者が水漁機構に返還するときは、ア 及びイの規定にかかわらず、水産庁長官は事業の継続を認めるものとする。

(2) 事業の中止等

次に掲げるいずれかに該当する場合には、水産庁長官は、水漁機構及び事業実施者に対して事業の中止を命じることとする。この際、中止を命じた要因が発生した事業期間において 既に支払をしていた助成金の全部について返還を命じることとする。

- (ア) 契約養殖業者(第1の2の(1)のただし書きの場合にあっては、事業実施者)が養殖業経営の中止をしたとき
- (イ) 事業実施者と契約養殖業者が生産契約等を解除したとき
- (ウ) 契約養殖業者 (第1の2の(1)のただし書きの場合にあっては、事業実施者)が、同2の(2)の養殖生産に係る養殖共済又は特定養殖共済に加入したとき
- (エ) 事業実施者が水産庁長官又は水漁機構に対して虚偽の報告を行ったとき
- (オ)事業実施者がこの実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は水漁機構から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき
- (カ) その他水産庁長官が事業を継続することが不適当と判断したとき

6 手続き等

- (1) 事業実施計画の承認等
 - ア 事業実施者は、事業期間ごとに算定基準に従って、認定養殖復興計画に基づく共同化 に取り組む新たな生産体制による養殖生産に必要な人件費、施設利用料等の費用を算出 するものとする。
 - イ 事業実施者は、第1の2の(1)のただし書きの場合を除き、アにより算出した金額を支払う生産契約等を養殖業者と締結するものとする。
 - ウ 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業期間ごとに別紙様式第1 号によるがんばる養殖復興支援事業実施計画を水漁機構を経由して水産庁長官に提出 し、その承認を受けるものとする。
 - エ 水産庁長官は、次の要件が満たされていると認める場合には、当該事業実施計画を承 認するものとする。
 - (ア) 認定養殖復興計画の内容に沿った取組であること
 - (イ) 第1の1から5までに規定された内容を満たしていること
 - (ウ) 生産契約等において、事業実施者が、契約養殖業者及び養殖生産活動に従事する者 に対して、養殖生産に最善の努力を払うよう管理する義務を課すとともに、生産状況 が好ましくないと判断した時は生産契約等を解除することを定めていること
 - (エ) 助成金の対象とする費用が第2の1の規定に合致していること
 - (オ) 生産契約等に基づき契約養殖業者に支払う生産費用等が、算定基準に合致している こと
 - (カ)養殖生産活動に従事する者への人件費の支払いに関する規定が定められていること
 - (キ)契約養殖業者が事業期間終了後も養殖業経営を継続する意志を有していることが、 事業実施者によって確認されていること(第1の2の(1)のただし書きの場合にあっては、事業実施者が養殖業経営を継続する意志を有していること)
 - (ク) 契約養殖業者が事業期間中に第1の2の(2)の養殖生産に係る養殖共済及び特定養殖共済に加入しないことが、事業実施者によって確認されていること(同2の(1)のただし書きの場合にあっては、事業実施者が事業期間中に同2の(2)の養殖生産に係る養殖共済及び特定養殖共済に加入しないこと)
 - オ 事業実施者は、エの承認を受けた事業実施計画を変更する場合には、ウ及びエに準じて処理するものとする。

(2) 実施状況の報告等

- ア 事業実施者は、毎事業期間終了後(事業期間が1年を超える場合は1年間ごと経過後) 30日以内に、別紙様式第2号により実施状況報告書を作成し、水漁機構を経由して水 産庁長官に提出するものとする。
- イ 事業実施者は、この事業の全てを終了した場合には、別紙様式第3号により事業報告 書を作成し、アに準じて提出するものとする。

第2 助成金の交付等

実施要綱第3の4に規定する助成金の交付は、以下によるものとする。

1 助成金の対象費用

この事業において助成金の対象とする費用の範囲は、別添2のとおりとする。

2 助成金の交付

- (1) 事業実施者は、第1の6の(1) の工の承認を受けたときは、別紙様式第4号により1 事業期間における助成金交付申請計画を作成し、水漁機構に提出するものとする。
- (2) 水漁機構は、事業実施者から、助成金交付申請計画書の提出があった場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別紙様式第5号により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。この際、1事業期間が1年を超える場合については、漁業・養殖業復興支援事業助成勘定の資金状況を十分に勘案するものとする。
- (3) 事業実施者は、(2) で了承された助成金交付申請計画に基づき、この事業に必要な経費について別紙様式第6号により概算払を請求することができるものとする。
- (4) 水漁機構は、了承した助成金交付申請計画書に基づき事業実施者から概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (5) 事業実施者は、この事業の実施に充てるための特別会計を設け、水漁機構から助成金の 交付を受けた場合には、この特別会計に繰り入れて管理するものとする。
- (6) 事業実施者は、1事業期間の事業終了後、別紙様式7号の助成金精算報告書に第1の6の(2)のアの実施状況報告書を添付して水漁機構に提出するものとする。
- (7) 水漁機構は、事業実施者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に事業実施者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、水漁機構に対し、 監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

3 助成金の額の確定

- (1) 水漁機構は、第1の6の(2)のアに基づき事業実施者から提出された事業実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別紙様式第8号により当該確定した額(以下「確定額」という。)を事業実施者に対して通知するものとする。
- (2) 水漁機構は、事業実施状況報告書の内容を確認するために必要と認めたときは、事業実

施者に対してこの事業に係る証拠書類の提出を命じることとし、事業実施者は、これに応じなければならない。

第3 助成金の返還

助成金の返還は、以下によるものとする。

1 返還すべき助成金の額

(1)返還すべき助成金の額は、確定額から別添2に規定する事業管理費の額を差し引いた額 (以下「返還対象額」という。)とする。

ただし、実施計画に基づく当該事業期間の養殖生産物の販売に係る代金の総額が返還対象額を下回った場合には、その差額の10分の1に相当する額と養殖生産物の販売に係る代金の総額との合計を返還すべき助成金の額とする。

- (2) 事業期間中の津波等の災害により、養殖生産物が全損又はそれに準ずる被害を受けた場合であって、水産庁長官が特に認める場合には、(1) の規定にかかわらず、実施計画に基づく当該事業期間の養殖生産物の販売に係る代金の総額を返還すべき助成金の額とする。
- (3) 実施計画に基づく当該事業期間の養殖生産物販売代金の総額が返還対象額を上回った場合において、事業実施者が次事業期間以降も事業を継続するときには、(1) の規定にかかわらず、返還対象額及び養殖生産物販売代金の総額と返還対象額との差額の2分の1に相当する金額とする。

2 助成金の返還

- (1) 水漁機構は、第2の3の(1) により助成金の額を確定したときは、速やかに事業実施 状況報告書を基に返還すべき助成金の額を決定し、事業実施者に対し、別紙様式第8号の 額の確定通知と併せて助成金の返還を命令するものとする。
- (2) 事業実施者は、(1) により水漁機構から命じられた返還期日までに第1の4の(1) の勘定から助成金を返還しなければならない。
- (3) 事業実施者は、当該勘定の資金の額が返還すべき助成金の額に満たないときは、不足額を自己負担することにより返還することのほか、契約養殖業者と協議の上、契約養殖業者にその一部又は全部を負担させることにより、助成金を返還することができるものとする。
- (4) 水漁機構は、(1) の返還期日までに事業実施者から助成金の返還が行われなかった場合には、速やかに水産庁長官に報告するとともに、事業実施者に対して返還に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第4 その他

水漁機構は、この事業の適切な実施のため、この実施要領に定めるもののほか、水産庁長官の 承認を得て定める諸規程に基づいて行うものとする。 附則(平成26年3月20日) この通知は、平成26年4月1日から施行する。

【様式第1号】

がんばる養殖復興支援事業実施計画申請書

番 号 年 月 日

水産庁長官 殿 (水漁機構経由)

> 住 所 名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定協議会より認定を受けた養殖復興計画に基づき、がんばる養殖復興支援事業を実施したいので、がんばる養殖復興支援事業実施要領(平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知)第1の6の(1)のウの規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1. 養殖種類
- 2. 養殖漁場
- 3. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間:平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間(3事業期間以内)

本計画の事業期間:平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間

- 4. 事業内容
- (1)参加する養殖業者
- (2) 共同化の取組内容

(3) 施設等の利用計画

施設等の種類	施設の規模	施設数	養殖生産・加工処 理見込み (トン)	備考

5. 事業経費の積算内訳

区 分	計画額	備 考
生産費用等		(積算内訳)
水道光熱代		(積算内訳)
種苗代		(積算内訳)
餌代		(積算内訳)
養殖用資材代		(積算内訳)
器具・備品代		(積算内訳)
		(積算内訳)
魚箱・氷代		(積算内訳)
販売費		(積算内訳)
その他の経費		(積算内訳)
事業管理費		(積算内訳)
消費税		(積算内訳)
事業経費合計		

【様式第2号】

がんばる養殖復興支援事業実施状況報告書

番 号 年 月 日

水産庁長官 殿 (水漁機構経由)

> 住 所 名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水推第 号で承認のあったがんばる養殖復興支援事業の実施状況について、がんばる養殖復興支援事業実施要領(平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知)第1の6の(2)のアの規定に基づき、報告します。

記

- 1. 事業実施の概要
- 2. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

- 3. 事業結果
- (1)養殖復興計画の進捗状況
- (2) 共同化の検証
- (3) 収支の状況

4. 事業に要した経費 (単位:円)

区 分	計	画	額		実	績	額	備	考
生産費用等									
水道光熱代]	
種苗代]	
餌代]	
養殖用資材代]	
器具・備品代]	
修繕費]	
魚箱・氷代]	
販売費				 					
その他の経費				 					
事業管理費]	
消費税				 					
事業経費合計 実施要領第3の1に 規定する返還対象額									

5. 販売の内訳

販売月	販売数量 (トン)	販売金額 (円)	備 考 (生産物及び主な販売先)
月分分分分分分分分分分分			
合 計			

6. 助成金の返還方法(事業期間の養殖生産物販売代金の総額が返還対象額を上回った場合のみ) 当該事業期間の養殖生産物販売代金の総額が実施要領第3の1に規定する返還対象額を上回 りましたが、返還対象額及び養殖生産物販売代金の総額と返還対象額との差額の2分の1に相 当する金額を返還し、次事業期間の以降の事業を継続します。

【様式第3号】

がんばる養殖復興支援事業結果報告書

番 号 年 月 日

水産庁長官 殿 (水漁機構経由)

> 住 所 名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで実施したがんばる養殖復興支援事業について、がんばる養殖復興支援事業実施要領(平成23年11月21日付け23水推第744 号水産庁長官通知)第1の6の(2)のイの規定に基づき、報告します。

記

- 1. 事業実施の概要
- 2. 養殖対象種
- 3. 事業の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの○年間
- 4. 事業結果
- (1)養殖復興計画の進捗状況
- (2) 共同化の検証
- (3) 収支の状況

【様式第4号】

がんばる養殖復興支援事業助成金交付申請計画書

番 号 年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

> 住 所 名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水推第 号で水産庁長官から承認のあったがんばる養殖 復興支援事業について、がんばる養殖復興支援事業実施要領(平成23年11月21日付け23 水推第744号水産庁長官通知)第2の2の(1)の規定に基づき当該事業期間における助成金 交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

記

- 1. 助成金の総額:
- 2. 助成金の申請計画

		(平位・11)
申請時期	申請額	備考(経費內訳)
計		

【様式第5号】

がんばる養殖復興支援事業助成金交付決定通知書

番 号 年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所 名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け(番号)で申請のあった貴〇〇が行う当該事業期間におけるがんばる養殖復興支援事業に係る助成金交付申請計画について、申請のとおり交付することを了承したので、がんばる養殖復興支援事業実施要領(平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知)第2の2の(2)の規定に基づき通知します。

【様式第6号】

がんばる養殖復興支援事業概算払請求書

番 号 日

特定非営利活動法人

水産業·漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所 名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け(番号)で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、がんばる養殖復興支援事業実施要領(平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知)第2の2の(3)の規定に基づき、請求します。

記

項目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a- (b+c)	備考
合 計					

【様式第7号】

がんばる養殖復興支援事業に係る助成金精算報告書

番 号 年 月 日

特定非営利活動法人

水産業·漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所 名称及び代表者の氏名

印

平成 年 月 日付け 水推第 号で水産庁長官から承認のあった、本〇〇が行った、がんばる養殖復興支援事業について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、がんばる養殖復興支援事業実施要領(平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知)第2の2の(6)の規定に基づき、提出します。

記

項	目	事業実績額	既受領額	今回請求額 返納額	既返還額	販売額等	備考
		(a)	(b)	(a) - (b)	(c)	(d)	
合	計						

【様式第8号】

がんばる養殖復興支援事業の額の確定通知書

番 号 年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所 名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで貴○○から提出のあったがんばる養殖復興支援事業に係る助成金精算報告書及び水産庁長官に提出した実施状況報告に基づき、当該事業期間に係る助成金の額は、金 円と確定したので、がんばる養殖復興支援事業実施要領(平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知)第2の3の(1)の規定に基づき、通知する。

また、同実施要領第3の1に基づく当該事業に係る返還すべき助成金の額は、下記のとおり定めたので、平成 年 月 日までに助成金を返還されたい。

なお、返還期日を過ぎても助成金の返還がされない場合には、同実施要領第3の2の(4)に 基づき、延滞金を課すので予め御了知願いたい。

記

(1) 返還額

区分	金 額	備考(積算根拠)
助成金確定額(a)		
既交付額(b)		
精算報告に基づく返納額(c)		
販売額等(d)		
既返還額(e) (販売に基づく既返還額)		
実施要領第3の1に基づく返還すべき助成金の額(f)		
返還額(c)+(f)-(e)		

(2) 振込先

【別添1】

生產費用等算定基準

がんばる養殖復興支援事業の事業実施者が認定養殖復興計画に基づき養殖生産を行う養殖業者と生産契約等を締結する場合の養殖業者に支払う生産費用等の算定については、特別の事情により別に定める場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

1. 養殖筏等の施設、漁船、漁具等(以下、「施設等」という。) の減価償却費

減価償却費=当該施設等の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合においては、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数:減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)別表第1及び第2のとおりとする。

償却方法:定率法(省令第5条)とする。ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、旧定率法(省令第4条)とする。

償 却 率:省令別表第10のとおりとする。ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた施設等については、省令別表第9のとおりとし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、省令別表第

7のとおりとする。

2. 復旧修繕費

東日本大震災により被害を受けた施設等について、その原状を回復するために支出した費用。 復旧修繕費=修繕に要した経費×償却率

耐用年数:減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)別表第1及び第2のとおりとする。

償却方法:定率法(省令第5条)とする。

償 却 率:省令別表第10のとおりとする。ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に修繕をされた施設等については、省令別表第9のとおりとする。

3. 金利 (施設等取得のための借入金に係る金利)

当該施設等の取得のための借入金に係る金利として、生産契約期間中に当該施設等所有者が支払う額とする。

4. 損害保険料

当該施設等が加入している損害保険料(漁業施設共済掛金を除く)のうち、当該施設等の所有者が負担する額とする。

5. 公租公課(固定資産税)

当該施設等に対して課される固定資産税の額とする。

6. 施設等利用料

施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額とする。

ただし、水産業協同組合が所有する共同利用施設等を組合員が利用する場合にあっては、施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額、又は、当該施設等について上記1から5までにより算定された額を利用者により按分した金額のいずれか低い方の金額とする。

7. 漁業権行使料

漁業権行使規則に基づき、漁業権の管理に要する経費の負担として、免許を受けている漁業協同組合に支払う行使料等の額とする。

8. 漁業施設共済掛金

当該施設等が加入している漁業施設共済掛金のうち、養殖業者が負担する額とする。

9. 人件費

認定養殖復興計画に基づき算出される人件費とする。

10. 作業管理費

作業管理費は、上記1から9までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

11. 消費税

消費税は、上記1から10までの金額の合計額に5%を乗じて得た額とする。 なお、消費税率が変更された際には、当該税率が適用される期間については、上記1から 10までの金額の合計額に当該税率を乗じて得た額とする。

注) 1から5までは生産契約を締結する養殖業者自らが所有する施設等、6は生産契約等を締結する養殖業者以外の者が所有する施設等に限る。

【別添2】

がんばる養殖復興支援事業において助成金の対象とする費用の範囲

助成金対象経費	経費の具体的な内容
1 契約養殖業者へ 支払う生産費用	別添1の生産費用算定基準のとおり。 なお、事業実施者自らが、認定養殖復興計画に基づいて、共同化等 による養殖業の早期再開と経営再建に取り組む場合にも、同様の経 費を助成金対象経費とする。
2 水道光熱代	養殖生産のために要した、水道、電気、ガス、燃油等の購入代金
3 種苗代	養殖用の種苗購入代金、真珠核購入代金 (採苗用母貝、原藻等の代金を含む。)
4 餌代	養殖生産に要した餌の購入代金
5 養殖用資材代	網、ロープ、浮子、医薬品等、養殖生産のために要した資材の購入 代金
6 器具・備品代	養殖生産のために要した、器具・備品等の購入代金(1件につき5 0万円未満のものに限る。)
7 修繕費	養殖筏等の施設、漁船、漁具等の修繕のために要した経費
8 魚箱・氷代	養殖生産物の運搬・選別・出荷・販売に要した魚箱等の資材及び養殖生産物の鮮度保持に要した氷等の資材の購入代金
9 販売費	市場売りの場合には、当該市場の市場手数料等、販売のために要した経費 その他の場合には、販売金額の5%以内とする。
10 その他の経費	この事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの
11 事業管理費	この事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業全体の2%以内 ただし、この事業の実施に当たり、新たに経理事務員を置く場合に は、当該事務員に掛かる人件費を加算できる。
12 消費税	2~11の経費に要した消費税額

【参考:生産契約書例】

○○の養殖生産に関する契約書

○○漁業協同組合(以下「甲」という。)と○○(以下「乙」という。)は、甲が「がんばる養殖復興支援事業」を実施するに当たり、○○の養殖生産に関し、次のとおり契約を締結する。

(○○の生産)

第1条 乙は、甲が策定した養殖復興計画に基づいて○○の養殖生産を行い、得られた生産物を 全て甲に納入するものとする。

(期間)

第2条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(養殖用施設等)

- 第3条 養殖復興計画に基づいて乙が行う○○の養殖生産活動に必要な筏等の施設及び漁船(以下「養殖用施設等」という。)は、乙において手配し、本契約に基づく養殖生産を開始する前に甲の確認を受けるものとする。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、使用する養殖用施設等を維持しなければならない。
- 3 第1項の規定によって甲の確認を受けた養殖用施設等が使用不能となった場合においては、 乙は、速やかに、その旨を甲に通知するとともに、これに代わる養殖用施設等を手配し甲の確 認を受けるものとする。

(資材等)

- 第4条 養殖復興計画に基づいて乙が行う○○の養殖生産活動に必要な種苗、餌、燃油及びその他の資材並びに器具・備品(個人的消費に供されるものを除く。以下「資材等」という。)は、甲の負担により、乙に供給するものとする。
- 2 乙は、必要とする資材等の数量を○日前までに書面によって甲に対し通知し、甲は書面を受 領後、速やかに要求された資材等を乙に引き渡さなければならない。
- 3 乙は、甲から資材等の引渡しを受けたときは、甲に対して受領証を交付するものとする。
- 4 第1項の規定によって甲が乙に供給した資材等の所有権は、甲に帰属するものとし、乙は、 これらの資材を本契約に基づく養殖生産活動にのみ使用するものとする。
- 5 乙は、甲から資材等の引渡しを受けた後、資材等を善良なる管理者の注意義務をもって管理 しなければならず、これらを第三者に対して、譲渡若しくは貸与し、又は担保に供してはなら ない。
- 6 乙は、甲から種苗の引き渡しを受けた後、これを適切に管理するものとし、養殖物に斃死又は疾病等が発生したときは、直ちに、甲にその状況を報告し、甲乙協議の上対応を決定するものとする。
- 7 甲より引渡しを受けた資材等(種苗及び養殖物を除く。)が滅失又は毀損したときは、乙は、 直ちに、甲にその状況を通知し、甲の指示に従うものとする。

- 8 前項の滅失又は毀損が、乙の責めに帰すべき事由によって生じたときは、乙は、甲にその賠 償金を支払わなければならない。
- 9 乙は、甲から引き渡しを受けた資材等の使用状況について甲から報告を求められたときは、 速やかに、甲に報告するものとする。
- 10 乙は、甲から引き渡しを受けた資材等のうち、契約期間終了時において未使用のものについては、速やかに、これを甲に返納しなければならない。

(生産物の帰属)

第5条 本契約に基づく養殖生産によって得られた生産物は、全て甲に帰属するものとする。

(検品)

第6条 甲は、生産物を受領後、速やかに、規格及び数量の検査を行い、乙にその結果を通知するものとする。

(生産費用等の支払い)

- 第7条 甲は、〇〇の養殖生産費用等として、金「 」(うち消費税額 円) を乙に支払う。
- 2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものである。
- 3 甲は、乙から適法な支払い請求書を受理した日から○日以内に、生産費用等の支払いを行う ものとする。
- 4 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により生産作業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 5 甲は、故意又は過失により支払期日までに養殖生産費用を支払わなかった場合には、完済の 日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

(解約)

- 第8条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。
 - (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
 - (2) 第3条第3項に規定する場合において、乙がこれに代わる養殖用施設等を手配できないとき。
 - (3) 自然災害その他生産活動に従事する者の責に帰さない事由による場合を除き、生産状況が著しく好ましくないとき。
 - (4)「がんばる養殖復興支援事業実施要領」(平成23年〇月〇日付け〇水推第〇〇〇〇号水産庁長官通知)第1の5の(1)又は(2)の規定により、水産庁長官が甲に対して当該事業の終了又は中止を命じたとき。
- 2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。

3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第9条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この 契約の内容を変更することができる。

(別途協議)

第10条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○○ ○○漁業協同組合 代表理事 ○ ○ ○ ○

乙 〇 ○ 県 ○ ○ ○